

規則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十二号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年埼玉県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十条の三十二第一項」の下に「（法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「係る本人確認情報」の下に「（法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する場合にあつては、附票本人確認情報。次項において同じ。）」を加え、「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）開示請求書」に改める。

第二条第二項中「第三十条の三十二第二項」の下に「（法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）」を、「本人確認情報」の下に「（法第三十条の四十四の十三において準用する場合にあつては、附票本人確認情報。第四条第一項において同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十条の四十四の十三において準用する法第三十条の三十二第二項本文の規定による附票本人確認情報の開示は、様式第二号の二の附票本人確認情報確認書を交付して行うものとする。

第三条中「第三十条の三十三第二項」の下に「（法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）」を加え、「本人確認情報開示期限延長通知書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）開示期限延長通知書」に改める。

第四条第一項中「第三十条の三十五」の下に「（法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。次条において同じ。）」を加え、「本人確認情報訂正等申出書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）訂正等申出書」に改め、同条第二項中「本人確認情報」の下に「又は当該附票本人確認情報」を加える。

様式第一号中「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報（附票本人確認情報）

開示請求書」及び「第30条の32第1項」

を「第30条の32第1項」及び「第30条の44の13において読

み替えて準用する同法第30条の32第1項」及び「本人確認情報の」及び「本人確認情報」

認借報
入確認借報」の
に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第2条関係）

本人確認情報確認書

あなたの本人確認情報は、以下のように記録されています。

最新

住民票コード		個人番号		生年月日		性別	
氏名							
旧氏							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日							

住民票コード		個人番号		生年月日		性別	
氏名							
旧氏							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日							

住民票コード		個人番号		生年月日		性別	
氏名							
旧氏							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日							

※個人番号は、平成27年10月4日以前は設定されていません。

※旧氏の記載がない日本人住民の方及び外国人住民の方の場合は、旧氏欄が空白となります。

年 月 日

埼玉県知事

様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第2号の2（第2条関係）

附票本人確認情報確認書

あなたの附票本人確認情報は、以下のように記録されています。

最新

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					
住所					
異動年月日					

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					
住所					
異動年月日					

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					
住所					
異動年月日					

年 月 日

埼玉県知事

